

仙南地域広域行政事務組合監査告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和5年11月21日

仙南地域広域行政事務組合
監査委員 佐藤 長 壽
監査委員 斎 藤 英



1 監査年月日

令和5年11月14日（火）

2 監査対象

(1) 工事監査

- ① 仙南リサイクルセンター 排風機用電動機補修工事
トイレ改修工事

(2) 事務監査

- 議会事務局・理事会部局（全課・各センター）・消防部局（各署含む）・教育委員会（仙南芸術文化センター含む）属する次の書類
 - ① 出勤簿、年次有給休暇届、特別休暇簿（令和4年分）
 - ② 旅行命令簿（令和4年度分）
 - ③ 時間外勤務命令簿、特殊勤務手当支給台帳（令和4年度分）
- 滞納整理課・介護保険課・消防本部・教育委員会（仙南芸術文化センター含む）次の書類
 - ① 切手受払簿（5年度）（事前に予備監査を実施）

(3) 現場視察

- ① 仙南リサイクルセンター 排風機用電動機補修工事
トイレ改修工事

3 監査の方法

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類の事前審査を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取し実施した。

4 監査の結果

書類監査の結果については、おおむね適正に執行していると認められた。
なお、事務執行上留意すべき軽微な事項は口頭により指導した。